

## 地方分権の推進に関する提言

### 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	黒川 治
兵庫県市長会会長	蓬萊 務
兵庫県市議会議長会会長	田中 正剛
兵庫県町村会会長	庵途 典章
兵庫県町議会議長会会長 (職務代理副会長)	安部 重助

我が国は本格的な人口減少や少子高齢化、東京一極集中という課題に直面している。これらの課題を乗り越え、人口減少下でも活力が持続し、発展する地域を自らの手で創る「地域創生」を軌道に乗せていかなければならない。しかし、地域の現状や課題は多種多様であり、一律の解決策では対応できない。それだけに、行政システムを中央集権型から、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める地方分権型に転換することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、喫緊の課題である地域創生を成し遂げるとともに地方分権を一層推進し、地域から希望に満ちた日本の未来を切り拓くため、以下の項目について提言する。

#### I 地域創生の総合的推進

- 1 国土の双眼構造の構築
- 2 人と企業等の地方移転の促進
- 3 どこでも安心して暮らせる生活環境の構築
- 4 交通インフラ等の整備
- 5 交流人口の増加に向けた施策の実施
- 6 地方創生推進対策の充実

#### II 地方分権改革を推進する仕組みの構築

- 1 中央集権制限法の制定
- 2 国と地方の協議の場の機能強化
- 3 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### III 地方税財政の充実・強化

- 1 地方財政計画の充実
- 2 地方交付税の機能の充実
- 3 地方税制の抜本的改革の実施
- 4 ふるさと納税における適切な制度設計

## I 地域創生の総合的推進

【東京圏への人口の社会増】（出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東京圏	109,408 人	119,357 人	117,868 人
うち東京都	73,280 人	81,696 人	74,177 人

※東京圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県合計

【平成28年中の兵庫県の社会移動の状況】（出典 総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

平成28年中の本県の社会移動の状況 …本県の転出超過は依然高水準

[実数] ▲6,760人 全国45位 (47位北海道) [増減率] 全国17位 (47位青森県)

(人)	転入超過数	東京圏	東京都	大阪府	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
H24	▲ 1,295	▲ 3,549	▲ 2,729	▲ 971	1,027	▲ 2,563	48	194
H25	▲ 5,214	▲ 6,238	▲ 4,133	▲ 1,504	497	▲ 4,241	▲ 694	▲ 776
H26	▲ 7,092	▲ 7,323	▲ 4,545	▲ 1,174	32	▲ 4,940	▲ 981	▲ 1,204
H27	▲ 7,409	▲ 7,490	▲ 4,955	▲ 2,240	360	▲ 5,518	▲ 1,399	▲ 853
H28	▲ 6,760	▲ 7,203	▲ 4,606	▲ 2,069	430	▲ 5,743	▲ 954	▲ 493
H28-H27	649	287	349	171	70	▲ 225	445	360

### 1 国土の双眼構造の構築

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。あわせて、関西の位置づけを明確にした政府業務継続計画（BCP）を策定すること。

#### (2) 政府関係機関移転基本方針の速やかな実施【内閣官房、文部科学省】

- ・基本方針（H28. 3. 22 まち・ひと・しごと創生本部決定）で決定した地方移転を着実に実施するとともに、その効果が発揮されるように対応すること。
  - － 兵庫県関係：理研「科学技術ハブ推進本部関西拠点」
- ・基本方針及び今後の取組（H28. 9. 1同）において明記された政府主体による地方移転に関する実証実験について、全省庁が工程表を作成の上、速やかに実施すること。
- ・政府関係機関移転に続き、全ての国家機関を対象とした地方への移転分散を国家プロジェクトとして実施すること。
- ・兵庫県は、人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センターなど国際的な防災教育・研究機関が集積していること、また、スーパーコンピュータ「京」やSPring-8、SACLAなどの先端科学技術基盤が集積している。防災教育・研究や科学技術に関連した首都圏に立地する教育・研究機関の兵庫県への移転や集積を図ること。

#### (3) 防災庁（省）の創設【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の“国難”に的確に対処するため、過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁（省）を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁（省）の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

## 2 人と企業等の地方移転の促進

### (1) 地方に人や資本を還流させる抜本的な対策の構築【内閣官房、総務省、文部科学省】

- ・地方創生の様々な取組が進む中で、住民基本台帳人口移動報告によると、東京圏への人口集中は止まるどころか、増加の傾向にある。東京一極集中が日本全体の活力低下をもたらすとの認識のもと、東京圏への人口流入を抑制し、地方に人や資本を還流させるため、まち・ひと・しごと創生のこれまでの施策とは次元の異なる以下のような大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

#### ア 東京圏における企業等の立地抑制

- ・「首都圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律」（平成14年廃止）に規定があった大規模な工場や大学に加え、本社機能を有する事業所等の人口集中の原因となる施設の東京圏への新規立地を抑制する制度を創設すること。

#### 【工場等制限法（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（概要））】

- [目的] 既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る
- [制限対象] ①面積500㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新增設  
②面積1,500㎡以上の大学及び高等専門学校の教室の新增設  
③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新增設

#### イ 東京23区における大学の定員の抑制等抜本的な対策の早期実施

- ・大学入学を機に多くの若者が地方から東京23区に流出していることから、東京23区における大学の新增設を抑制する方針（H29.6.9閣議決定）を踏まえた具体的な制度の創設や、私立大学への助成金を、地方への拠点の設置、地方大学との連携強化に重点配分するなど、抜本的な対策を早期に実施すること。

#### 【まち・ひと・しごと創生基本方針2017（H29.6.9閣議決定）概要】

- ・東京23区においては、大学の定員増は認めないことを原則とする。
- ・総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、新たな学部・学科を新設することを認められるものとするなど、スクラップ&ビルドを徹底する。
- ・これらについての具体的な制度や仕組みについて検討し、年内に成案を得る。

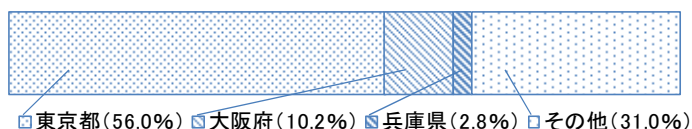
### (2) 人と企業の地方移転を促進する税制の創設【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ア 地域別の法人税率の設定

- ・東京から地方への人口移動を更に促進するため、地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること。

#### 【大企業本社の所在地シェア（2014年）】

（資本金50億円以上）



#### 【法人県（都）民税・事業税の税率比較（超過税率含む）】

区分	兵庫県	東京都
法人県（都）民税	4.0%	4.2%
法人事業税	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍

## イ UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

- ・都市から農村への人の移動を促すため、個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税制度の導入を検討すること。

### 【個人住民税の均等割見直し（H16）】

人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

H15まで		H16改正
人口50万以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

## ウ 企業誘致のため地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

- ・人と企業の地方への移転を促進するため独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること。

## (3) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

### ア 税制の継続実施及び拡充

- ・地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。
- ・その際、税額控除の率及び額を大幅に拡充すること。
- ・当該税制の適用対象となる移転先地域について、兵庫県内の一部を除外することなく全域を対象とすること。

### 【「地方拠点強化税制」の概要】

#### ○地方に所在する本社機能の拡充（拡充型）

オフィス減税…建物等を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%  
雇用促進税制…雇用増1名につき、60万の税額控除（最大）

#### ○東京23区から地方へ本社機能に移転（移転型）

オフィス減税…建物等を取得した場合、取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%  
雇用促進税制…雇用増1名につき、60万+30万×3年の税額控除（最大）

#### 【支援対象外となっている兵庫県内の地域】

- ・尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市東灘区の阪急神戸線以南の地域、神戸市灘区～須磨区の六甲山麓以南の市街地

※近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）で定める既成都市区域（産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域）

- ・本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮も支援の対象とすること。

## イ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画における認定要件の適正化

- ・本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。そのため、施設整備計画の従業者数に関する認定要件は移転先のみ増加数とすること（現行：大企業10人以上、中小企業5人以上）。

## ウ 雇用促進税制の適用要件の緩和

- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど要件を見直すこと（大企業5人以上→2人以上、中小企業2人以上→1人以上）。

### 3 どこでも安心して暮らせる生活環境の構築

#### (1) 保育の充実【内閣府、厚生労働省】

##### ア 保育の「質」と「量」の確保

###### ① 保育所等の増設・定員拡大に必要な財源の確保

- ・待機児童問題については、原則2歳児までを対象とする小規模保育施設等から3歳以降に保育所等に転園できない「3歳の壁」問題等が新たに生じるなど、早急に解消しなければならない。消費税の用途変更に伴い、幼児教育・保育の無償化や待機児童解消に向けた32万人の保育の受け皿整備の前倒しが検討されているが、待機児童の解消に見合う保育所等の増設・定員拡大に必要な保育所等整備交付金などの財源を確保すること。

###### ② 全国一律となっている設置基準等の緩和

- ・特に都市部における保育所等の増設・定員拡大を一層推進できるよう、保育所の乳児室・ほふく室・保育室・園庭の面積の全国一律の最低基準を緩和すること。
- ・認定こども園への移行を促進するため、人員配置や設備、運営に関する基準を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。

##### 【現行基準による支障事例】

- ・昼食の提供にあたって、3歳未満児には外部搬入は認められていないため、施設整備や調理員の配置が負担となり、認定こども園への移行への阻害要因の一つになっている。
  - ・また、幼稚園から幼保連携型への移行にあたり、低年齢児を保育するための保育士の確保が負担となり、阻害要因の一つとなっている。
- ※栄養・衛生面への万全な対応を条件とした外部搬入を認めるなどの設備や運営面、保育士等の人員配置に関しても基準を緩和することにより、認定こども園への移行に資する。

###### ③ 「保育の質」を確保する監査指導体制等の充実支援

- ・重大な違法行為を含む不適切な保育等が行われないよう、安心して預けられる「保育の質」を確保するため、教育・保育施設に対する法令遵守研修等の実施や監査指導体制の強化を図るための必要な財政措置を講じること。

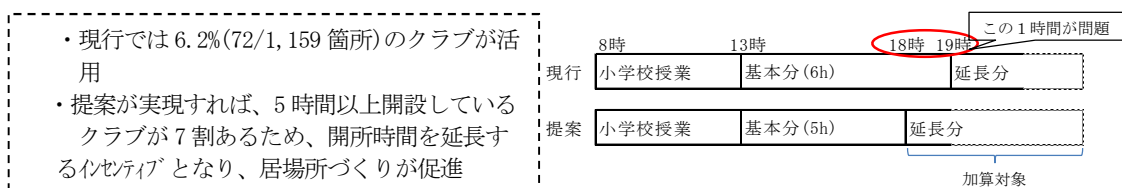
##### イ 保育士の処遇改善

- ・子供の受け入れを増やしたくても保育士を確保できない状況が生じていることから、保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格を上げること。
- ・保護者が安心して子供を預けられるよう、保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う財政措置を充実すること。

#### (2) 放課後児童対策の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

- ・待機児童の解消に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的に活用し、すべての児童に開かれた放課後の居場所づくりを円滑に進められるよう以下の措置を講じること。
  - 「ニッポン一億総活躍プラン」における平成31年度末までに、放課後児童クラブの利用定員を30万人分拡大できるよう（平成25年度末 約90万人→約120万人）、児童を受入れるために必要となる施設整備の推進
  - 「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合の引上げ（現行国1/3→1/2へ）

- 地域のニーズに応じて夕刻・夜間まで開所する放課後児童クラブを支援するための長時間開所加算（平日分）の対象拡大（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）



- 10人未満の小規模クラブすべての補助対象化（現行：山間地、漁業集落、へき地及び離島等に限って設置が認められている。）
- 放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置

### (3) 医療の充実【厚生労働省】

#### ア 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設

- ・ 全ての都道府県が単独で実施している障害者（児）、乳幼児、ひとり親家庭、高齢者等の医療費の自己負担に対する助成制度は、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠であることから、国において早期に制度化すること。それまでの間は、地方交付税措置を含めた十分な財政措置を実施すること。
- ・ 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

#### イ 国民健康保険の都道府県単位化への対応

##### ① 財政基盤の強化

- ・ 平成30年度から実施される公費拡充分（毎年3,400億円）の都道府県毎の財政支援規模を早期に明らかにすること。
- ・ 財政安定化基金の積み立てについては、消費税増税の延期を理由に、昨年12月に、平成29年度までに2000億円積み立て予定のものが1,700億円に減額となり、差額300億円の積み立てが先延ばしされた。これについては、平成32年度末までに不足分を確保すると政府の社会保障制度改革推進本部の決定を確実に履行すること。
- 新・ 今般の制度改正に伴い、被保険者の保険料負担が急激に上昇することがないように、激変緩和措置に必要な財源については、十分な額を全額国費で確保すること。

##### 【国の3,400億円の財政支援の概要】

- H27から実施（毎年約1,700億円）
    - ・ 低所得者対策の強化
  - H30から実施（毎年約1,700億円）※H27分に加えて実施⇒合わせて3,400億円
    - ・ 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
    - ・ 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
    - ・ 保険者努力支援制度（医療費の適正化に向けた取組等に対する支援）
    - ・ 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等
- ※消費税増税の延期に伴い、昨年12月に財政安定化基金の積立（保険料収納不足時や医療費増大時に利用）の一部が先延ばし（当初H29に2,000億円積み立て予定のものが1,700億円に減額）されるなど、財政支援が遅れているが、平成32年度末までに不足分の確保を政府の社会保障制度改革推進本部から確約されている。



- ・平成31年度からの財政基盤強化策のあり方については、新制度の施行状況を踏まえ、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子供に関する均等割保険料を廃止するなど、地方と十分協議すること。
- ・都道府県単位化を円滑に進めるため、現在市町村が抱える国民健康保険事業の累積赤字を解消するための措置を講じること。

＜国民健康保険の問題点＞

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得水準が低く、保険料負担が重い

⇒ 赤字が恒常化  
H27実績で約2,800億円  
(兵庫県では約42億円)

＜都道府県単位化の課題＞

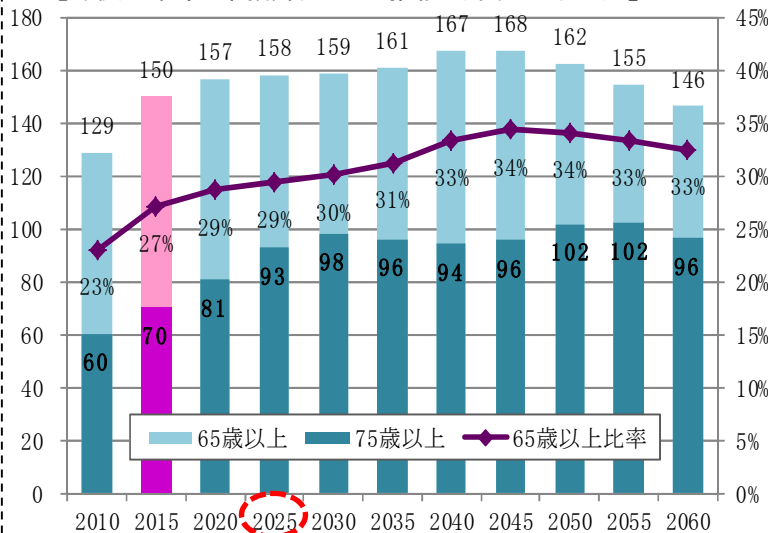
- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化（広域化）を進めても赤字の増嵩は続く
- ・具体的財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない

② 各種医療保険制度の国への一本化等

- ・現在の医療保険制度は、制度間で加入者の年齢構成や所得水準に格差があり、保険料負担に格差が生じている。将来にわたり国民皆保険制度を維持していくため、分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とすること。
- ・国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、将来にわたり安定的で持続可能なものとなるよう、医療保険制度の一本化の道筋を明らかにすること。また、将来にわたる医療費の増嵩に対応するため、国が負うべき負担を地方に転嫁することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること。

(4) 介護の充実【厚生労働省】

【今後の本県の高齢者人口の推移（単位：千人）】



2025年問題

団塊の世代が75歳以上になる2025年頃に  
介護・医療費等社会保障費が急増する問題

※75歳以上になると要介護等認定が急増

兵庫県	要支援	要介護	計
65～74歳	1.9%	2.7%	4.6%
75歳以上	12.1%	22.2%	34.3%

(資料)厚生労働省：介護保険事業状況報告(暫定)H29.3

本県予測（今のまま推移した場合）

2025年に約1万3千人分の介護施設が不足

⇒対応策 ①特養の整備 約8千人分

②在宅サービスの充実 約5千人分

ア 2025年問題に対応するための介護体制の一層の整備推進

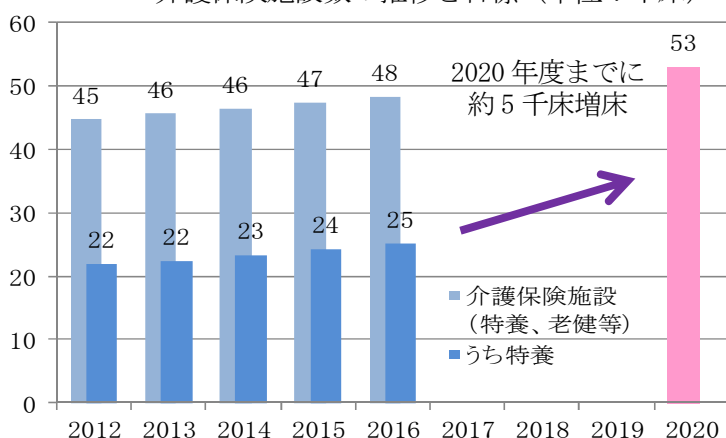
- ・特別養護老人ホームの整備が計画的にできるよう、必要な予算を確保すること。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体の支え合いによる介護予防・生活支援サービスの拡充など地域包括ケアシステムの構築を更に支援すること。
- ・中重度の要介護者の在宅生活を24時間支える定期巡回・随時対応サービスを一層促進するため、事業者の参入を促す以下の対策を実施すること。

- 定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の算入が促進される水準へ引上げ
- 看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差の解消あるいは縮小
- 24時間体制で職員を配置する特別養護老人ホームや老人保健施設による定期巡回・随時対応サービスへの参入を促進する仕組みの構築
- 集合住宅への減算措置の廃止あるいは緩和

### 【今後の取組】

#### ①介護保険施設の整備推進

介護保険施設数の推移と目標（単位：千床）



※2017年度 特養整備数 24 施設 1,087 床

#### ②在宅介護サービスの充実

24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者は **1,685 介護サービス事業所中 36 事業所 (2.1%)** [H28]

《目標》2020年度までに 150 事業所  
2025年度までに 300 事業所

《取組 (H29 新規)》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進 (人件費助成)

### 【定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスの報酬単価差】

・訪問看護の訪問回数が4回以上（要介護5は5回以上）になると「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が一般の訪問看護の介護報酬を下回ることになり、訪問看護事業者の定期巡回・随時対応サービス参入の阻害要因となっている。

#### <介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）>

《要介護1～4》

(円)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,350	24,420	4,930
4		32,560	△ 3,210
5		40,700	△11,350
6		48,840	△19,490

《要介護5》

(円)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,350	24,420	12,930
4		32,560	4,790
5		40,700	△ 3,350
6		48,840	△11,490

### 【本県の在宅介護緊急対策事業の (H29 年 10 月) 概要】

- ・定期巡回・随時対応サービスの参入事業者を増やすため、利用者数に応じた加算措置を実施  
[対象事業者] 新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業所 (月利用者数20人以下)  
[対象軽費] 補助基準額：25万円/月 (人件費1人分)

加算額：運営経費が過大になる利用者数5～9人の場合に10万円～2万円/月加算

※但し、補助基準額と加算額を合わせて1施設・1か月当たり収支黒字額が25万円を超えない範囲

### 【集合住宅への減算】

- ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物 (サービス付き高齢者向け住宅等) に居住する利用者にサービスを提供する場合は、効率的にサービスの提供が可能になることから報酬単価が1人当たり月600単位 (6,000円) の減算となるため、事業者が新規参入する障害となっている。



## イ 適切な介護報酬の設定

- 新・介護保険関係事業所・施設の実態（H27 介護報酬引下げ（改定率▲2.27%）により赤字の特養が増加。特に小規模な事業所で顕著）に鑑み、地域の貴重な介護基盤における介護サービスの量と質が低下することのないよう適切な介護報酬を設定すること。

### 【県内の赤字の特養の割合の推移】

区分	H26	H27	H28
赤字事業所の割合 (前年度からの増加ポイント)	24.9%	26.5% (1.6ポイント増)	30.2% (3.7ポイント増)

※毎年度、兵庫県老人福祉協会と兵庫県が行っている決算調査による

## ウ 介護職員の処遇改善

- 平成 29 年 4 月の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充されたが、次期改定での取り扱いが不透明なため賃金体系の見直し等に踏み切ることができず、加算を取得しない事業所も存在する。介護人材の確保に向け、他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、介護職員の処遇改善に継続して取り組むこと。

## (5) 次世代を担う人材を育成する教育の推進【文部科学省】

### ア 教職員定数改善計画の策定・実施

- 現在、小学校 1 年生にのみ実施されている基礎定数化による 35 人学級編制について、小学校 2 年生以降に対しても早期に拡大するよう、定数改善計画を策定し、着実に実施すること。

### 【本県の小学校の学級編制】

#### 学級編制基準の比較

学年	国基準	本県の学級編制	
1年生	35人(※1)	35人	全校で35人学級編制
2年生	40人(※2)		研究指定校で35人学級編制
3年生			40人
4年生	兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学習)		
5年生		兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学習)	
6年生	兵庫型教科担任制 (教科担任+少人数学習)		

※1:1年生の35人学級編制は法定措置

※2:2年生は加配措置により35人学級編制(H24年度～)

本県では、H13 年度より児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて柔軟に少人数学習集団の編成等を行う「新学習システム」を推進し、担当教員の配置を行っている。

- 高等学校について、習熟度別少人数指導の充実、生徒指導体制の充実強化、特別な支援を要する生徒の増加への対応、学科や類型等の特色や実態に応じた十分な教員措置を行うため、定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること。

## イ 教職員加配定数の充実

- 加配定数については、教師が児童生徒一人一人の状況に応じた的確な指導が行えるよう、児童生徒数や学級規模だけでなく、いじめ・不登校等、教育格差に関する支援等の特別な事情を適切に反映させ、より一層の充実を図ること。
- いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、基礎定数化は行わないこと。

### 【本県において「児童生徒支援加配」が効果を挙げた例】

- 県内のある小学校で加配教員を配置し、不登校児童のための連携体制を整備
- 1 日平均 7 件程度の家庭訪問を続けることができ、平成 28 年度には前年度と比較して、長期欠席者 35 名から 23 名、不登校児童も 19 名から 12 名と減少

## ウ 特別支援教育支援員の配置への支援の充実

- ・発達障害や学習障害等支援を要する児童生徒に対し、個別かつ弾力的な指導体制と支援を充実させるために必要な特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること。

## エ 小規模な小中学校の存続に向けた支援の拡充

- ・小中学校は地域のコミュニティ拠点として重要な役割を果たしていることから、極めて小規模となる場合以外は、地域住民の合意の下に存続できるよう、支援を拡充すること。

## オ 私学教育の振興に向けた支援の充実

- 新**・私立高校生の授業料負担の軽減措置である「高等学校等就学支援金」について、所得制限の緩和と低所得世帯に配慮した支給額の引上げを行うこと。
- 新**・県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学金制度にかかる利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること。
- 新**・私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実を図ること。

## カ 専門職大学の地方設置の促進

### ① 設置基準の柔軟な運用

- ・専門職大学を地方が積極的に設置できるよう、以下のような設置基準の柔軟な運用を行うこと。
  - － 校地面積や校舎面積、体育館等必要施設の設置に関する柔軟な対応
  - － 教員派遣・教育課程の共通化など既存大学と連携したカリキュラムの構成

### ② 設置運営に対する財政支援

- ・設置運営に関して、施設整備費補助や運営費補助、地方交付税措置など財政支援措置を創設すること。

#### 【学校教育法の改正による「専門職大学」の制度化《2019年4月施行》】

【目的】 専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開

【特徴】 ①実習等の強化（卒業単位の概ね3～4割以上。長期の企業内実習等）

②実務家教員の積極的任用（必要専任教員数の概ね4割以上）

③産業界と連携した教育課程の開発・編成・実施、認証評価

④社会人が学びやすい仕組みを導入（前期・後期の課程区分、修業年限の通算等）

#### 【本県で検討中の専門職大学構想】

【但馬】 観光・芸術（特に接客、エンタテインメント）分野で創造力を発揮する人材を育成  
→ホテル・旅館、観光DMO、劇場等文化施設、観光施設、テーマパーク等

【淡路】 シェフの技能を持った「食」産業のプロを育成※モデル：CIA（米国の料理大学）

→外食企業、飲食業（海外の日本食レストランを含む）、ホテル・旅館等

## （6）社会保障・税番号制度の整備促進【内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、財務省】

### ア 社会保障・税番号制度に係る経費の国負担による推進

- ・番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーカードの交付事務やカードへの旧氏記載等に伴うシステム改修に要する経費のほか、これまでに整備した自治体中間サーバー等のシステム運用に要する経費は、県・市町の負担が生じないよう国が負担すること。

### イ 情報連携可能な独自利用事務の拡充

- ・マイナンバーの地方自治体の独自利用については、制度導入の趣旨を踏まえ、情報連携の対象となる事務を幅広く認めること。

#### 4 交通インフラ等の整備

##### (1) 基幹的な交通インフラ整備【国土交通省】

国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること。

- 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
- 北陸新幹線（敦賀-大阪間）、リニア中央新幹線（東京-大阪間）の早期整備
- 山陰新幹線、四国新幹線の整備計画路線への早期格上げ

##### 【関西都市圏のミッシングリンクの解消】

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	早期整備に向けた国直轄事業の予算確保及び有料道路事業の積極的な活用 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 道路を活用した地域活性化に資する展望施設や休憩施設の整備 直轄高規格幹線道路並の地方財政措置の導入
名神湾岸連絡線	速やかな都市計画手続き着手に向けた詳細ルート・構造の検討促進
播磨臨海地域道路	早期の「計画段階評価完了」と「都市計画決定」に向けた検討促進 早期完成に向けた国と県の役割分担による整備 (播但連絡道路から東側を国、西側を県で整備) 播但連絡道路接続部への有料道路事業の導入検討
神戸西バイパス	有料道路事業の導入による早期整備
中国横断自動車道姫路鳥取線	H32年度末に予定する供用の前倒し
東播磨道(北工区)	事業推進のための予算確保

##### 【日本海国土軸のミッシングリンクの解消】

道路名	要望内容
<b>山陰近畿自動車道</b>	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	H30年度新規事業採択
佐津IC～城崎温泉IC～県境	北近畿豊岡自動車道との接続を含めたルート・構造の検討のための調査の推進と技術的支援 城崎温泉IC～県境については、直轄権限代行による事業化
<b>北近畿豊岡自動車道</b>	
日高豊岡南道路(日高神鍋高原IC～豊岡南IC)	早期供用に向けた事業促進
豊岡道路(豊岡南IC～豊岡IC)	5年程度での供用に向けた事業促進
豊岡IC～豊岡北IC	早期事業着手
豊岡北IC～城崎温泉IC	山陰近畿自動車道との接続を含めた直轄による調査着手

【兵庫県が早期整備を要望している基幹道路ネットワーク】



## (2) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備【国土交通省】

### ア 3空港一体運用の効果を高める施策の推進

- ・神戸空港のコンセッション開始により、平成30年4月から3空港一体運用が開始されることから、3空港がそれぞれの潜在能力を最大限発揮し、一層の活用がされるよう下記の措置を講じること。その際にも、関西エアポート株式会社及び新関西国際空港株式会社による大阪国際空港の安全・環境対策が適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと。
  - 大阪国際空港における、オウンユースに限定されている国際チャーター便の運航制限の緩和、国内長距離便枠の更なる拡大
  - 神戸空港における、発着枠（1日30便）、運用時間（7～22時）及びオウンユースに限定されている国際チャーター便の運航制限の緩和

### イ コウノトリ但馬空港の利活用促進

#### ① 但馬－羽田直行便の実現

- ・首都圏との時間距離が全国有数に長い但馬へ首都圏から人を呼び込むため、但馬－羽田直行便の実現に向け、羽田発着枠に関する政策コンテストの継続・拡充を行うこと。また、航空会社への運航の働きかけを支援すること。

#### 【羽田発着枠政策コンテストの概要】

- ・増便を希望する地域とパートナーたる航空会社の今後の取組について、有識者懇談会(H25.11)による評価を実施し、優秀と考えられた3路線（羽田＝山形、鳥取、石見）に1枠ずつ配分
- ・H26夏ダイヤからH27冬ダイヤまでの2年間の取組とされていたが、有識者懇談会(H27.12)の評価を踏まえて延長中(H28年夏ダイヤから山形3年、鳥取、石見2年)
- ・H29冬ダイヤで枠使用が終わる鳥取・石見について、取組効果の検証がH29.9.13に実施され、H30夏ダイヤから2年間再延長決定(H29.10)

#### ② 地域航空路線維持のための税制措置の拡充

- ・但馬－伊丹路線については、平成30年度に運航機材の更新を予定（ATR42-600[48人乗り]）である。但馬－伊丹路線のような採算性の厳しい地域交通路線を維持するため、平成29年度末までとなっている国内航空機に対する固定資産税の特例措置（課税標準が最初の5年は1/4に減免）を延長及び拡大すること。

## (3) 経済と産業を支える港湾の整備【国土交通省】

### ア 西日本の産業と国際物流を支える阪神港等のインフラ整備の推進

- ・我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、基幹施設整備に国費を集中投資すること（神戸港、姫路港、尼崎西宮芦屋港）。
- ・集貨機能の強化を図るため、荷役機械の整備、修繕更新に対する補助制度を拡充すること（神戸港、姫路港等）。

### イ 姫路港の活性化

- ・姫路港のさらなる活性化に向け、分断された埠頭用地を改善し、埠頭全体の利便性を向上させるため、広畑地区公共ふ頭の早期事業化を図ること。
- ・姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること。

### ウ 競合する内航航路の維持に向けた支援【総務省、国土交通省】

- ・物流の大動脈として国民の生活を下支えすることはもちろん、観光客の輸送を担う重要な公共交通機関である内航航路について、危機管理の観点からも、安定的経営に向け、国の責任による支援を行うこと。



## 5 交流人口の増加に向けた施策の実施

### (1) 広域観光圏の推進に対する支援の充実【観光庁】

- ・訪日外国人旅行者の広域的な周遊観光を促すため、検討が進められている新たな支援制度については、広域観光周遊ルートの推進主体となるDMOや地方自治体等にとって使い勝手が良い制度となるよう支援内容を充実すること。
- ・関西国際空港から海路で兵庫県を訪れる外国人旅行者等を円滑に受け入れることができるよう、定期航路の増便等に対する財政支援を検討すること。
- ・瀬戸内の観光振興を図るため、船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、近年注目を集めているクルーズツーリズムの促進策を実施すること。

### (2) 外国人旅行者受入基盤整備の促進【総務省、観光庁】

- ・外国人旅行者の利便性向上のため、無料公衆無線LANの整備を促進すること。
- ・外国人旅行者が快適に周遊できるよう、観光地の案内看板の多言語化等地域が取り組む外国人旅行者の受入基盤整備に対する財政的支援を行うこと。

### (3) 新たな税（観光促進税（仮称））を創設する際の地方への配分【観光庁】

- 新**・訪日観光需要に対する観光施策等のための新たな税制（観光促進税（仮称））については、地方が担っている観光客受入れのための行政需要等を踏まえ、その税収の一定割合を地方譲与税として地方団体に配分することなどを検討すること。

### (4) 人口が減少している地域における空き家活用等の推進【国土交通省】

- ・人口減少が進む多自然地域やオールドニュータウン等の空き家を、移住、起業、子育て支援、宿泊等の受け皿として活用できるよう、以下の措置を講じること。
    - 空き家再生等推進事業による改修後の用途制限（滞在体験施設、交流施設等に限定。住宅は原則不可）の緩和及び補助率の拡充（国1/3→2/5）
    - 新築住宅取得時の特例と同様の固定資産税軽減制度の創設
- ※固定資産税（建物）：新築後3年間の1/2減額（認定長期優良住宅は5年間）

#### 【本県が実施している主な空き家活用促進策】

- ・空き家活用支援事業  
若年・子育て世帯住宅の改修費補助：市街化区域外 1/2 上限 150 万円、市街化区域 1/3 上限 100 万円  
住宅・事業所への改修費補助：市街化区域外 1/3 上限 100 万円、市街化区域 1/4 上限 75 万円
- ・田舎暮らし農園施設整備支援事業  
空き家等の住宅、民宿等への改修費補助 1/3 上限 100 万円 ※遊休農地の活用が必須
- ・多自然地域における IT 関連企業の振興支援事業  
空き家等の事務所への改修費補助 1/2 上限 150 万円、賃借料補助 1/2 上限月 5 万円

### (5) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援【総務省、文部科学省】

#### ア 国等による財政支援

- ・ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（WMG2021 関西）は、国際的な生涯スポーツ大会として参加選手数や参加国・地域数を見ても世界の注目を集める大会であることから、国家的なプロジェクトと位置づけ、国際的なスポーツ大会であるラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックと同様に、以下の対策を講じること。
  - スポーツ振興くじによる大会運営への支援、大会協賛全国自治宝くじや寄附金付記念切手の発行など、準備段階を含め財政支援を行うこと
  - WMG2021 関西の開催のため各地域の拠点となる公立スポーツ施設の機能向上等を図るため地方交付税措置のある地方債を創設すること



## イ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック等との一体的な広報活動等の支援

- ・ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピックとの一体的な広報活動の展開等、国内外で本大会の機運醸成に向けた取組を支援すること。
- ・大会運営のノウハウを共有するための人的交流、競技用具やシステムの有効活用、ボランティアの育成等、共通する取組に対して一体的な支援を行うこと。

### 【日本で開催される大規模国際的スポーツ大会の比較】

大会名称	ラグビーワールドカップ2019™	東京2020オリンピック・パラリンピック	ワールドマスターズゲームズ2021関西
組織委員会	独立組織	独立組織	独立組織
名誉会長	—	御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本体育協会名誉会長
名誉顧問 (最高顧問)	—	・内閣総理大臣 ・衆議院議長 ・参議院議長	・文部科学大臣 ・スポーツ庁長官 など
顧問	—	・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟 ・(公社)日本青年会議所会頭 など	・府県市関係国会議員 ・スポーツ議員連盟国会議員 など
会長	御手洗富士夫・経団連名誉会長	森喜朗・日本体育協会名誉会長	井戸敏三・関西広域連合会長 松本正義・関西経済連合会会長
事務総長	嶋津昭・元総務事務次官	武藤敏郎・元大蔵事務次官	木下博夫・元国土事務次官
その他役員	・日本ラグビー協会 ・開催地副首長 ・経済団体 など	・国会議員 ・スポーツ庁長官 ・JOC ・東京都副知事 など	・開催地知事・政令市長 ・市長会長・町村会長 ・関西経済団体 ・文科省局長 ・日本体育協会・各県体育協会 など
参加選手数	620人	オリンピック11,000人 パラリンピック4,300人 (※前回大会実績)	50,000人(うち海外20,000人) ※障害者を含む
参加国・地域数	20 ※予選参加国:90	オリンピック205 パラリンピック159	100 (※前回大会実績)
競技数	1	オリンピック33 パラリンピック22	32 ※障害者が参加可能な競技種目を含む
開催地	12都道府県12市町	9都道県26市区町	8府県47市町

### (6) 2025 年日本万国博覧会の大阪・関西への誘致活動等の推進【経済産業省】

- ・オールジャパン体制で誘致活動が行えるよう、機運醸成のための取組を進めること。
- ・開催国に選ばれた際には、周辺地域で地方自治体が開催する関連イベント等への支援を検討すること。

#### 【2025 年日本万国博覧会の概要】

テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン [サブテーマ] ・多様で心身ともに健康な生き方 ・持続可能な社会・経済システム
開催場所	大阪府大阪市此花区夢洲
開催機関	2025 年 5 月 3 日～11 月 3 日 (185 日間)
入場者数	約 3,000 万人を想定
開催国決定までのスケジュール	2017 年 11 月 B I E 総会で第 2 回プレゼン 2018 年 1 月 B I E による開催地視察 " 6 月 B I E 総会で第 3 回プレゼン " 11 月 B I E 総会で第 4 回プレゼンの後、投票で開催地決定

## 6 地方創生推進対策の充実

### (1) 地方の創意が発揮できる地方創生推進交付金の見直し【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ア 抜本的な見直し

- ・地方創生推進交付金については以下の課題があり、地方にとって使い勝手の良くない制度となっていることから、地方版総合戦略に基づく事業が着実に実施できるよう、抜本的に見直すこと。
  - 対象分野や対象経費等の制約が多いこと
  - 基金の造成や事前着手が原則認められていないなど機動性がないこと
  - 個別具体的な採択基準が曖昧であること

#### イ 施設整備を対象とした交付金の創設

- ・平成28年度第2次補正予算に計上された施設整備を対象とする地方創生拠点整備交付金は、ハード面から地方創生を推進する上で非常に効果的な制度であることから、同様の恒久的な制度を創設すること。あわせて、既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること。

#### ウ 交付金規模の拡大

- ・平成30年度の概算要求では、平成29年度当初予算額1,000億円を上回る1,070億円が盛り込まれたが、地域創生の本格的な展開には極めて少額である。平成30年度当初予算では1兆円を超える額を確保すること。

#### エ 交付率の引上げ

- ・交付率は依然として1/2となっているが、地方創生の実現に必要な事業に取り組めるよう、交付率を加速化交付金以前の水準に戻すか、実質的に地方負担が生じないよう財政措置を講じること。

### (2) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

#### ア 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

#### 【緊急防災・減災事業債の概要】

[対象事業] 災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備等

[充 当 率] 100%

[交付税措置] 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

#### イ スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。東京オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021 関西を控え、老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等を図るための地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

### (3) まち・ひと・しごと創生事業の充実【内閣官房、内閣府、総務省】

#### ア 総額及び財源の確保

- ・地方版総合戦略に基づき、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていけるよう、平成29年度のまち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）を上回る規模を確保すること。あわせて、少なくとも戦略期間の当面5年間はその規模を確保するとともに、その財源については、既存歳出の振替や法人課税の偏在是正効果等地方の努力で生み出した財源ではなく、新たな財源を恒久的に確保すること。

#### 【平成29年度まち・ひと・しごと創生事業費の内訳】 (単位：兆円)

項目	金額
地域の元気創造事業費	0.35
地域経済基盤強化・雇用等対策費の一部	0.15
法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果	0.2
地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	0.2
過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用	0.1
合計	1.0

#### イ 地方の長期的な取組を支える算定方法への見直し

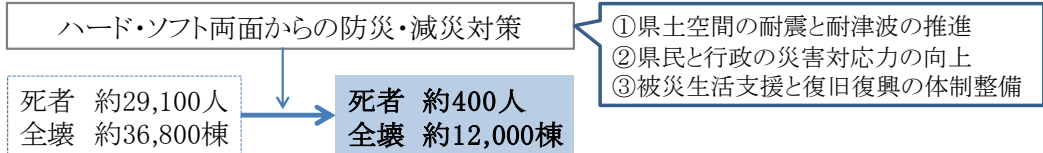
- ・人口減少等地方が抱える構造的な課題を解決するためには、長期的な取組が必要である。まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定は、短期的な行革努力等に基づく算定となっているが、行革努力については団体ごとにその進捗が異なり、短期的な成果により一律に算定することは適切でない。人口が集中している東京圏以外の地方に重点的に配分することはもちろん、地方創生関連の追加需要等に基づき適切に算定すること。

### (4) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【総務省、厚生労働省、国土交通省】

#### ア 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

- ・津波防災インフラ整備計画に基づく重点整備地区における湾口防波堤の整備、防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備等の津波対策や、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムに基づく橋梁耐震対策、道路の法面对策、下水道施設の耐震化などに必要となる予算を確保すること。
- ・南海トラフ地震の発生確率が高まる中、湾口防波堤・防潮堤整備、水門・排水機場の地震・津波対策、防潮堤の沈下対策などの地震・津波対策を短期間に集中して実施できるように、新たに「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」を創設すること。
- ・あわせて、多額の地方負担が見込まれることから、地方財政措置を講じること。

【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム (H27.6) 計画期間：H26～35年度】



<津波防災インフラ整備計画> 計画期間：H26～35年度 (億円)

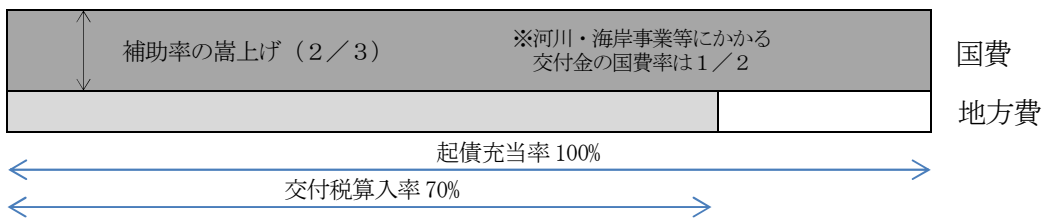
事業内容	概算事業費	うち緊急対策
レベル1津波対策(津波の越流を防ぐ)		
津波防御対策	257	147
防潮堤等の高さの確保	122	96
防潮堤等の健全性の保持	115	44
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	20	7
避難支援対策	3	0
レベル2津波対策(浸水被害を軽減する)		
既存施設強化対策	337	171
防潮堤等の越流・引波対策	67	35
防潮堤等の沈下対策	240	136
防潮水門の耐震対策	30	0
津波被害軽減対策	25	6
防潮水門の下流への移設	25	6
排水機場の耐水化		
合計	約620	320

(重点整備地区の設定)  
津波到達時間の早い淡路島(4地区)と人口・資産が集中する大阪湾沿岸(3地区)を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を概ね10年間で完了予定。

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

【「大規模地震・津波緊急対策事業(仮称)」のイメージ】

- ・国庫補助及び地方負担分への緊急防災・減災事業債並みの地方財政措置
- ・本県では、太平洋に面する南あわじ市の湾口防波堤の整備など、短期間に集中して実施する事業への活用を想定(事業年度：平成30年度～35年度)



イ 緊急防災・減災事業債の対象拡大

- ・頻発する風水害や津波に対応するため、緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)について、砂防・治山・河川・海岸等の整備事業や道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業、耐震化に資する公共施設の建替え事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を更に拡大すること。

ウ 社会資本の老朽化対策への支援の充実

- ・今後、大量の社会基盤施設が築50年を超えるとともに、橋梁、排水機場、下水道施設等の更新に多額の事業費が必要となることから、社会基盤施設を将来にわたり安全に使用できるよう、老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること。
- ・特に下水道施設は、耐用年数の短い機械、電気設備が多く、今後、更新時期が集中し、機能停止に陥る恐れがあることから、老朽化対策の国庫補助制度を堅持するとともに、予算枠の更なる拡大を図ること。
- ・交付金事業について、現在、補助対象外となっている社会基盤施設の定期点検や修繕更新計画策定、小規模な修繕・更新工事にも充当できるよう制度を拡充すること。

## エ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化対策を着実に推進するため、個別施設計画を策定し長寿命化事業に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や河川管理施設・港湾施設等の社会基盤施設を対象とするなど制度を拡充すること。
- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還費、老朽化に関する調査費や点検経費に対する地方交付税措置等、財政措置を更に充実すること。また、基準が強化されたアスベスト対策など住民生活に重大な影響を及ぼす環境基準等については早期に周知を図ること。

## オ 空き家対策の強化

- 新**・所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行については、市町の財政的な負担が大きいため、国庫補助を拡充すること。また、略式代執行による空き家の除却以外の応急措置及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空地の応急措置に対しても財政支援を行うこと。

### 【想定される応急措置】

- ・崩落地盤への雨水侵入防止のためのシートがけ
- ・立入禁止看板、バリケード、ロープ等の設置 等

- 新**・今後も増加が見込まれる放置空き家への対応が円滑に行えるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条の措置に要する標準的な期間や判断に関する基準等を明示するなどガイドライン等を充実整備すること。

### 【空家特措法第14条の措置】

- ①助言・指導、②勧告（空家特措法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地は、固定資産税の住宅用地の特例の対象から除外）③命令、④行政代執行

- 新**・所有者による円滑な空き家除却を促進するため、市町の判断で自主的に空き家を除却した後の土地について固定資産税・都市計画税の住宅用地特例を一定期間継続できるよう制度を拡充すること。

## カ 所有者不明土地対策の推進

- 新**・公共事業において、所有者不明土地の利用が必要となった場合は、地方自治体が所有者不明のまま当該土地の利用権を設定できるよう必要な措置を講じること。あわせて、所有者が判明した際には、代替地の利用権の設定若しくは金銭での補償を可能とすること。

## キ 公営企業に対する財政支援の充実

### ① 公立病院に対する交付税措置の拡充

- ・地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する交付税措置が著しく乖離しているため、公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門等に配慮し、措置単価の引上げなど、交付税措置を充実すること。
- ・中山間地域に所在し、近隣に対象病院が少ないなど再編・ネットワーク化が困難な公立病院については、病院事業債（特別分）で必須とされている医療連携の要件を緩和するとともに、交付税措置を更に充実すること。

**【公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置】**

通常の整備…25%地方交付税措置

再編・ネットワーク化に伴う整備…40%地方交付税措置

**【医療連携の要件】**

①機能分担による病床規模の見直し ②医薬品等の共同購入 ③医師の相互派遣 ④医療情報の共有

**② 水道事業への財政支援の拡充等****【将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置】**

- ・人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと。
- ・人口減少に伴い自らの努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。

**【当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正】**

- ・生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金について、必要な予算枠を確保し、補助率を引上げること（1/4～1/2→一律 1/2）。あわせて、施設の共同利用など広域連携を進めるため、及び簡易水道統合後においても必要な整備ができるよう、対象事業の追加や制限の緩和等、制度を拡充すること。
- ・簡易水道の上水道への統合が進んでいることから、旧簡易水道区域を含む上水道を過疎対策事業債の対象事業に追加すること。
- ・各事業者が地域の実情に応じて事業運営ができるよう全国一律の施設基準等を緩和すること。

**【専門職員の確保・育成に向けた取組に対する財政措置】**

- ・業務ノウハウを有する専門職員が減少していることから、専門職員を確保・育成するための広域連携の取組に対して財政措置を講じること。

**ク 過疎指定地域の拡大**

- ・人口減少の時代に入り、少子高齢化や東京一極集中など現行の過疎地域自立促進特別措置法制定後に深刻化している課題に対応するため、過疎化が進展する地域が地域創生等に取り組めるよう過疎地域の対象を拡大すること。



## Ⅱ 地方分権改革を推進する仕組みの構築

### 1 中央集権制限法の制定【総務省、内閣府】

- ・住民のニーズに的確に対応できるよう抜本的な地方分権改革を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、それ以外の事務・権限を財源と共に地方に移譲する「中央集権制限法」を制定すること。これに向けて、国と地方の役割分担を前提とした地方の統治機構のあり方等について、地方制度調査会を活用して検討すること。

#### 【中央集権制限法概要】

- ・国が処理すべき事務を19項目に限定（外交、防衛、皇室、司法・行刑、海上保安等）
- ・地方が処理する事務に対し、国は原則関与しない
- ・地方の実施する事務に要する経費は税財源の再配分、地方交付税の充実等により全額一般財源として措置

### 2 国と地方の協議の場の機能強化

#### （1）国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房・内閣府】

- ・高校無償化法の改正等の際、地方との十分な協議が行われない状況で成立したことを踏まえ、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

#### （2）必要となる分科会の設置【内閣官房・内閣府】

- ・社会保障・税一体改革については分科会が設置されているが、国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等をテーマとする分科会を設置し、十分に活用すること。

### 3 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### （1）「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

##### ア 国の立証責任による事務・権限の移譲の検討

- ・事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との調整を行うこと。

##### イ 再提案の取り扱いの見直し

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること。

##### ウ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

**(2) 国から地方への事務・権限の移譲を推進する実証実験方式の導入【内閣府】**

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する「実証実験方式」を実施するため、地方分権有識者会議に新たな専門部会を設置すること。

**(3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】**

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。
- ・提案団体と関係府省との検討状況や結果は、更なる優れた提案につなげるため、当該提案団体以外にも速やかに情報提供すること。

### Ⅲ 地方税財政の充実・強化

#### 1 地方財政計画の充実

##### (1) 常態化している地方の財源不足への対応【総務省、財務省】

- ・平成29年度の通常収支分の地方財源不足額は、前年度から1.4兆円増の7.0兆円に上っており、平成30年度地方財政収支の仮試算においても巨額の財源不足が続く見通しである。拡大・常態化している巨額の財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること。

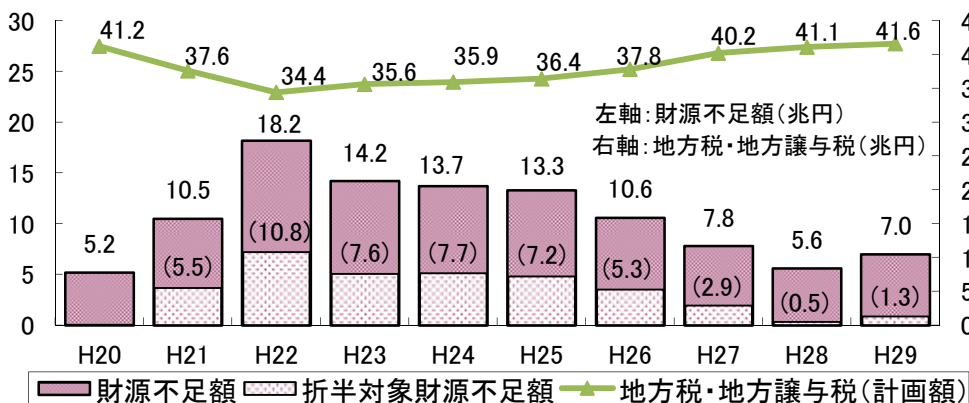
##### 【地方一般歳出等の推移】

(単位：兆円)

区分		H15	H29	H29-H15
地方	財政規模	86.2	86.6	0.4
	一般歳出	69.7	70.6	0.9
	社会保障関係費	13.1	24.6	11.5
国	財政規模	81.8	97.5	15.7
	一般歳出	47.6	58.4	10.8
	社会保障関係費	18.9	32.5	13.6

(出典：財務省、総務省)

##### 【地方財政収支の財源不足額の推移】



##### (2) 基金残高の適正な評価【総務省、財務省】

- ・財政制度等審議会において、地方が保有する基金残高の増加をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論があるが、地方の財政調整基金を含めた基金残高の増加は、国のように赤字国債が発行できない中、災害はもとより、今後増加する公共施設等の老朽化対策等の将来への備えとともに、合併算定替終了後への対応など、歳出抑制努力等の地方の適切な財政運営の結果として評価すべきである。このように、基金の増加理由は各自治体によって異なることから、地方全体の基金が増加していることをもって、一律に地方財政に余裕があると判断するのは不適切である。安定的な財政運営を行うことができる適切な地方財政計画の規模を確保すること。

##### 【地方税収等の決算と地財計画との乖離額及び基金残高等の推移】

(単位：兆円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H18
地方税収等の決算と地財計画との乖離額	0.9	△0.9	△1.6	△2.4	1.3	0.1	0.2	0.9	1.2	0.8	-	-
基金残高合計	13.6	13.9	15.3	17.2	17.9	17.7	18.0	19.5	19.8	21.0	21.5	+7.9
兵庫県(億円)	200	208	454	1,211	1,142	997	838	834	549	464	434	+234
財政調整基金残高	4.1	4.2	4.4	4.5	5.2	5.6	6.0	6.7	7.1	7.5	7.5	+3.4
兵庫県(億円)	0	0	0	0	1	3	6	9	12	16	20	+20

※総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査」。基金残高には、減債基金(満期一括償還分)を含まない

### (3) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省】

#### ア 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

- ・平成29年度の地方財政計画の一般財源総額（水準超過経費除く）が、60.3兆円と前年度から0.04兆円の増にとどまる中、平成30年度地方財政収支の仮試算では、折半対象財源不足額が平成29年度当初予算の1.3兆円から1.5兆円に拡大する見通しであり、地方財政計画の歳出削減圧力が更に強まることが予想される。今後とも増加する社会保障関係費はもとより、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進等の課題に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を確保すること。

#### ① 地方単独事業

- ・一般行政経費の地方単独分は、この10年間伸びていない。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

#### 【地方の一般行政経費】

(単位：兆円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H20
一般行政経費	25.3	26.1	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	8.5
うち補助分	11.5	12.3	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	8.3
うち社会保障関係費	11.0	11.6	13.7	15.1	15.2	15.6	16.3	17.5	17.4	18.3	7.3
うち社会保障関係費以外	0.5	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	1.1	1.5	1.1	1.5	1.0
うち地方単独分	13.8	13.8	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	0.2
うち社会保障関係費※	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	0.1
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	0.1
【参考】投資的経費	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	▲3.4
うち地方単独分	8.3	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	▲2.7

※各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

#### ② 社会保障、教育費負担軽減に必要な地方財源の確保

- ・消費税・地方消費税の引上げ分（5%）のうち、地方交付税の原資分（0.34%）及び地方の社会保障財源分（地方消費税1.2%）を合わせ、約3割（1.54%）が地方の財源とされている。消費税及び地方消費税が10%に引上げられるまでの間、社会保障に必要な財源については、地方財政の運営に支障が生じないよう、確実に確保すること。
- 新・消費税・地方消費税引上げ分の用途を変更し、幼児教育・保育の無償化や待機児童対策等、社会保障を全世代型のものとする新たな政策パッケージを策定する際には、社会保障の現場は地方が担っていることを踏まえ、地方の意見を十分反映すること。また、国の責任において地方負担分も含め必要な財源を確保すること。

### ③ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てられているが、平成29年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約3割が活用される一方で、残り約7割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

【平成29年度地方財政計画における一般行政経費】 (単位：兆円)

区分	H28	H29	H29-H28	備考
補助分	19.0	19.8	+0.8	社会保障の充実分 +0.0(国費等を含む)
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	+0.0	
地方単独分	14.0	14.0	△0.0	伸び率がゼロであり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
計	35.8	36.6	+0.8	

【平成29年度における社会保障の充実等について】 (単位：兆円)

(地方)

区分	H29	構成比
消費税増収額 ①	2.49	—
地方消費税引上分	1.89	75.9%
交付税法定率分	0.60	24.1%
歳出 ②	0.80	32.1%
社会保障の充実	0.71	28.5%
公経済負担増分	0.09	3.6%
差引き(安定化※) ①-②	1.69	67.9%
臨時財政対策債 H25→H29 増減	△2.17	

(国)

区分	H29	構成比
消費税増収額 ①	5.70	—
歳出 ②	4.02	70.5%
社会保障の充実	0.64	11.2%
公経済負担増分	0.28	4.9%
基礎年金	3.10	54.4%
差引き(安定化) ①-②	1.68	29.5%

※安定化に要する経費は明示されていない

### ④ 地方の投資的経費の確保

- 地方の投資的経費は、この十数年間で大きく削減されている。今後30年以内の発生確率が70%と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等が急務となっていることから、必要な投資的経費を確保すること。

【地方の投資的経費】 (単位：兆円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H20
投資的経費	14.8	14.1	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	△3.4
うち直轄・補助	6.5	6.0	5.0	5.9	5.7	5.7	5.8	5.7	5.8	5.7	△0.8
うち単独	8.3	8.1	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	△2.7

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある

(出典：総務省)

⑤ 地域活性化に要する需要の地方財政計画への適切な反映

- 平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業費や歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」については、今後とも地方の重点課題に対応するために必要な需要であることから、規模を充実のうえ、特別枠ではなく通常の需要として、地方財政計画に反映すること。

⑥ 追加財政需要への適切な措置

- 平成27年度に続いて、平成28年度の経済対策補正予算においても、その地方負担分は追加財政需要により対応とされたが、給与改定はもとより年度途中で補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

【兵庫県の追加財政需要の措置額と使用額】

区 分	H26	H27	H28
交付税措置額①	2,753	2,933	2,698
使用額②	8,272	7,339	3,672
給与改定	6,103	3,649	3,452
行政経費	1,880	3,690	220
投資的経費	289	0	0
差引き (①－②)	△ 5,519	△ 4,406	△ 974

2 地方交付税の機能の充実

(1) 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保【総務省】

- 地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものであることから、国の政策誘導の財源として活用しないこと。
- 地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するために必要な経費を基本とすべきであり、個々の団体の地方税の徴収努力や歳出削減努力をもって地方全体の地方交付税の削減を行うトップランナー方式を見直すこと。また、その拡大は厳に慎むこと。

(2) 合併市町特有の財政需要に配慮した適切な交付税の算定【総務省】

- 合併市町に対する地方交付税措置について、支所に要する経費の加算、消防費、保健衛生費等の算定の見直し等に加え、社会体育施設や保育所など住民サービスに必要な施設の維持や、施設統合に伴うコミュニティバスの運行等の新規代替施策に対する措置など、合併市町特有の財政需要に対して引き続き改善を検討すること。



### 3 地方税制の抜本的改革の実施

#### (1) 国・地方を通じた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

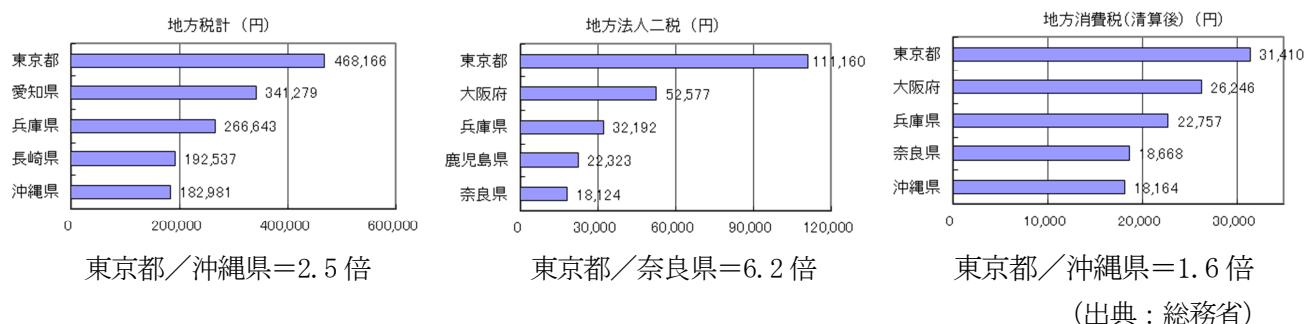
##### ア 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施

- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

##### イ 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施

- ・消費税率 10%引上げにあわせて、地方法人特別税・譲与税が廃止される一方、法人住民税法人税割の交付税原資化の拡充が行われるが、地方税の偏在是正には不十分である。偏在性の大きい地方法人課税と偏在性の比較的小さい地方消費税との税源交換を行うなど、税制の抜本改革を進めること。
- ・法人住民税法人税割の一部の交付税原資化に当たっては、偏在是正に活用する財源（不交付団体の減収分）相当額を確実に地方財政計画の歳出に計上すること。また、交付税の算定において、減額となる交付団体の留保財源分を確実に補填すること。
- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。
- ・また、法人事業税交付金の算定基礎に、法人事業税超過課税分を含めることは、都道府県の特別な需要に対応するため課税自主権を行使するという趣旨に反することから除外すること。

#### 【人口一人当たりの税収額の状況（平成 27 年度決算）】



#### (2) 消費税【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

##### ア 引上げに向けた景気の底上げ対策の実施

- ・平成31年10月に再延期された消費税率10%への引上げは、社会保障関係費の増加に対応するため、必要不可欠である。税率を確実に引上げられる環境を整えるためにも、個人消費のてこ入れや、中小企業の競争力強化、規制緩和による成長戦略の推進、観光産業や農林水産業の振興等、景気の底上げにつながる対策を継続的に実施すること。

## イ 軽減税率導入に当たっての適切な準備

- 消費税率引上げまでの間に、軽減税率の導入に必要な代替税財源を確保すること。  
あわせて、軽減税率の対象とされた「酒類及び外食を除く飲食料品」について、事業者や国民への十分な周知を図るとともに、インボイス制度導入に向けた対応について万全の準備を行うこと。

## ウ 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し

- 平成29年度税制改正において、人口に基づく清算基準が2.5%（15%→17.5%）引上げられたが、社会保障財源を確保するため地方消費税を引上げた経緯も踏まえ、税率引上げ分（地方消費税率1.7%のうち0.7%）の清算基準をすべて人口とするなど、人口の比率を更に高めること。
- 現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態（消費地等）を十分に反映できていないことから、支出側の統計調査が活用できるよう「全国消費実態調査」等の充実を図ることなどを含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

### 【地方消費税の現行の清算基準】

統計基準	小売年間販売額（商業統計）	75%（75%）
	サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）	
人口基準（国勢調査）		17.5%（15%）
従業者基準（経済センサス基礎調査）		7.5%（10%）

※（ ）は平成29年度税制改正前の割合

## （3）地方法人課税【総務省】

### ア 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

### イ 法人事業税の分割基準の見直し

- 法人事業税は、複数の事業所を有する法人に対して、各事業所が所在する都道府県における事業活動に着目した分割基準を定めているが、事業活動の実態をより反映したものとなるよう、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。

#### 【事業活動の実態の例】

- ・製造業を中心とするロボット化による労働者の減少
- ・付加価値を生み出していない本社管理部門の東京への集中 など

※現行の分割基準では、製造業では従業員のみを基準としており、上記の実態を反映したものとなっていない。

#### (4) 車体課税【総務省、財務省】

##### ア 自動車税の堅持

- ・自動車税は、自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格を有する。今後とも、道路の整備や維持等の貴重な財源として確保する必要があることから、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減等の観点に着目した税率の引下げを行わないこと。

##### イ 車体課税の見直しに伴う適切な財源措置

- ・自動車税及び軽自動車税の環境性能割の創設に併せて行う燃費基準の見直しに伴う減収は、県はもとより市町を含めた地方財政への影響が大きいことから、その全額が補填できる確実な財源措置を行うこと。あわせて、環境性能割の創設に伴う賦課徴収システムの改修に対して、適切な財源措置を行うこと。
- ・自動車重量税は、その約4割が譲与税として市町村に配分される重要な財源であることから、見直しに際しては代替財源を確実に確保すること。

#### 【自動車重量税と自動車取得税】

(単位：億円)

税目	全国			うち兵庫県			備考	
	国	都道府県	市町村	県	市町			
自動車重量税 (国税)	6,260	3,700	—	2,560	93	—	93	約4割を国から市町村に交付
自動車取得税 (都道府県税)	1,319	—	399	920	64	19	45	約7割を県から市町村に交付
合計	7,579	3,700	399	3,480	157	19	138	

※H29地方財政計画額、当初予算等をもとに算出

#### (5) 固定資産税【総務省】

- ・償却資産に係る固定資産税は、企業活動が、土地と建物（家屋）、機械・設備等（償却資産）を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ・平成28年度税制改正において創設された中小企業等が取得する機会・設備等に係る固定資産税の課税標準を2分の1に減額する特例措置については、固定資産税の持つ応益性の観点から、当該特例措置の延長、拡大は行わないこと。

#### 【固定資産税（償却資産）の状況】

(単位：億円)

税目	全国			うち兵庫県		
	都道府県	市町村	県	市町		
固定資産税 (償却資産)	16,826	—	16,826	762	—	762

※H29年度地方財政計画等を基に算出

- 新**・平成30年度の評価替えに当たっては、商業地等の据置特例をはじめとした土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等社会経済情勢を踏まえ、税負担の公平性の観点から負担水準を70%に収斂させるなど、制度を見直すこと。

#### 【商業地に係る固定資産税の負担調整措置】

- ・負担水準が70%以上の場合 : 今年度の評価額の70%に引下げ
  - ・負担水準が60%以上70%未満の場合 : 前年度課税標準額と同額に据置
  - ・負担水準が60%未満の場合 : 今年度の評価額の5%を前年度の課税標準額に上乘せ
- ※負担水準…分子に前年度の課税標準額、分母に今年度の評価額を置いて算出した割合  
上記算定ルールの結果、地価下落時は評価額の70%に、上昇時は60%に収斂する。

**(6) ゴルフ場利用税【総務省】**

・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場特有の行政需要に対応するため、利用者に一定の負担を求めるものである。平成29年度税制改正大綱では、今後長期的に検討するとされたが、ゴルフ場利用税の7割が市町村に交付されており、多くのゴルフ場が所在する本県及び市町では、その廃止又は縮小は財政運営に重大な影響を及ぼすことから、ゴルフ場利用税を堅持すること。

**新**・将来にわたる安定的な税収の確保とゴルフ人口の増加に向けて、例えば、担税力のあ  
る70歳以上の者の非課税措置の廃止及び、ゴルフ人口の少ない若年層（現行：18歳未  
満の者）を対象とした非課税措置の拡充等を検討すること。

**【兵庫県における交付額上位団体】**

県内 順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位：千円)
1	三木市	565,698
2	神戸市	395,456
3	加東市	330,900
4	宝塚市	181,689
5	西宮市	135,431

(H28 年度決算額)

**【兵庫県における交付金の割合が高い団体】**

県内 順位	市町名	ゴルフ場利用税交付金 (単位：千円)	地方税収入に 対する割合
1	三木市	565,698	5.03%
2	加東市	330,900	4.97%
3	佐用町	42,046	1.91%
4	篠山市	93,441	1.80%
5	小野市	120,311	1.74%
県計		2,602,112	0.29%

(H28 年度決算額)

**【世帯主の年齢階級別の所得・貯蓄の状況】**

世帯主の年齢	1世帯あたり所得	1世帯あたり貯蓄
29歳以下	343.5万円	154.8万円
70歳以上	405.3万円	1,263.5万円

出典：H28国民生活基礎調査（厚生労働省）

**(7) 石油石炭税【総務省、財務省、環境省】**

・環境対策の推進については、地方自治体が大きな役割を担っているが、地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率上乗せ分）による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。石油石炭税の税率上乗せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること。

**(8) 森林環境税（仮称）【総務省、財務省、林野庁】**

**ア 税の仕組み**

**① 国税を地方税の附加税として課すことの慎重な検討**

・平成29年度税制改正大綱では、森林環境税（仮称）の創設に関して、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする」と示されているが、基幹的な地方税である個人住民税に、国税を附加税のように課すようなことは慎重に検討すること。

## ② 超過課税との重複の回避

- ・仮に国税を個人住民税に附加する場合には、既に 37 府県が実施し、定着している森林保全等のための超過課税との重複を避けるとともに、市町村が主体となって実施する事業の財源に充てることに鑑み、市町村民税均等割の枠組みを活用すること。

## ③ 法人への課税

- ・森林整備に伴う防災や地球温暖化防止等の効果は、国内で経済活動を行う法人にも及ぶことから、当該税の使途との関連のある法人にも課税すること。

## イ 税の使途

- ・災害を起こさない健全な森林が結果として地球温暖化防止に寄与することから、税の使途は、林業振興ではなく、防災対策（例：間伐材を活用した土留工設置、災害緩衝林の整備）や水源かん養、生物多様性の保全対策を中心とすること。

## ウ 税の配分

- ・公平性の観点から、地方自治体の独自努力（超過課税や上乘せ補助等）により森林整備を進めてきた地域が不利益な扱いとならないよう客観的な基準（森林面積割等）に基づいて当該税を公平に配分すること。

## エ 国民の十分な理解

- ・国民の新たな負担となる森林環境税（仮称）を創設するに当たっては、森林整備による防災や地球温暖化防止等という森林の公益的機能が、地方部はもとより都市部にも及ぶことから、幅広く負担を求める制度であることについて、国が国民に丁寧の説明し十分な理解を得ること。

## （９）軽油引取税【総務省】

- 新・船舶や鉄軌道用車両、農業用機械等の道路を使わない動力源に使用される軽油は課税が免除されているが、道路特定財源から一般財源化されていることを踏まえ、事業活動への影響に十分配慮したうえで、課税免除対象の更なる限定を行うこと。

## （１０）その他（国民健康保険料（税）等に係る還付加算金の起算日の見直し）【総務、厚生労働省】

- ・地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方自治体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直されたが、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、還付原因にかかわらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされていることから、地方自治体に帰責事由がない還付について同様に見直すこと。

#### 4 ふるさと納税における適切な制度設計

##### (1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

- ・返礼品のあり方について、国からその価格の上限を寄附額の3割とする等の運用が示されているが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、廃止あるいは一般的に受け入れられる水準として寄附額の1割を上限とするなど、制度の適正な運用を図ること。

##### (2) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に係る財源措置【総務省】

- ・平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、地方の減収分が拡大していることから、所得税控除分相当額については、国の責任において財源措置を図ること。

##### 【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳（平成28年度）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	54.4億円
うちワンストップ特例制度分控除額	13.2億円
うち所得税控除分相当額	2.4億円

##### (3) 「企業版ふるさと納税制度」の弾力的な運用等【内閣府】

- ・企業版ふるさと納税制度について、企業から寄附の申し出があれば事前登録を要せずに速やかに税額控除が受けられるよう、地域再生計画の認定手続きの簡素化及び申請時における寄附企業の確保要件を廃止すること。
- ・企業版ふるさと納税制度を活用する企業の裾野を広げるため、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること。
- ・地方法人課税は、地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有することや、法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、基本的には税額控除は国税で対応すべきものである。現行制度の税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること。